

No.	改定箇所	改定前 平成26年7月13日作成細則	改定後 平成28年12月9日改定細則
1	第一条 会員の入会	<p>1. 一般社団法人日本医薬品情報学会以下、「当法人」という)の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得る。</p> <p>2. 前項の申込みがあったときは、理事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知する。</p>	<p>1. 一般社団法人日本医薬品情報学会以下、「当法人」という)の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得る。</p> <p>2. 前項の申込みがあったときは、理事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知する。</p> <p>3. 学生会員になろうとする者は、学生であることの確認として、学生証の写しを入会申込書に添付して提出する。社会人大学生・社会人大学院生の場合は、正会員とする</p>
2	第二条 会費	<p>1. 当法人の会員の会費は次のとおりとする。 正会員年額 8,000円(当法人学術誌購読料を含む) 学生会員年額 5,000円(当法人学術誌購読料を含む) 賛助会員年額 1口以上(1口50,000円)</p> <p>2. 既に納入された会費は、返還しない。</p>	<p>1. 当法人の会員の会費は次のとおりとする。 正会員年額 平成28年度まで8,000円(当法人学術誌購読料を含む) 平成29年度より9,000円(当法人学術誌購読料を含む) 学生会員年額 5,000円(当法人学術誌購読料を含む) 賛助会員年額 1口以上(1口50,000円 当法人学術誌購読料を含む)</p> <p>2. 既に納入された会費は、返還しない</p>